

ID: 0436

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	特別な設備等の許可		
例規名 根拠条項	ながとスポーツ公園条例 第10条		
例規番号	平成29年条例第2号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (特別な設備等の制限)  第10条 市長は、管理上必要と認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用者に必要な設備をさせることができる。</p> <p>2 使用者は、スポーツ公園の施設に特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 前2項に要する費用は、使用者の負担とする。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	年 月 日